

# 令和5年度前期選抜募集要項

福島県立福島北高等学校

〒960-0201 福島市飯坂町字後畑1番地

TEL (024)542-4291

FAX (024)542-9930

## 1 出 願

前期選抜は、本校の特色を踏まえた選抜（以下「特色選抜」という。）と中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜（以下「一般選抜」という。）を実施する。本校の通学区域及び募集定員は、次のとおりとする。

### (1) 通学区域

本校の通学区域は、県下一円とする。

### (2) 募集定員

全日制の課程 総合学科 募集定員 120名 とする。

ただし、特色選抜募集定員は、30%程度とする。

一般選抜募集定員は、特色選抜で合格と判定された者の数を除いた数とする。

## 2 出願資格

本校前期選抜に出願することができる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。特色選抜への出願資格については、次の(1)、(2)のいずれかに該当し、加えて(3)の条件も満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和5年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
  - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
  - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - ③ 文部科学大臣の指定した者
  - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
  - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (3) 本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像（本要項13(1)①）」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

## 3 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

## 4 併願の取扱い

志願者は、本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

## 5 出願期間

令和5年2月3日（金）から2月8日（水）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、受験票を返却するための返信用封筒（長形3号）に664円分の切手（速達・簡易書留分）を貼付して同封の上、令和5年2月8日（水）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

## 6 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

- ① 令和5年度前期選抜入学願書（県教育委員会において作成したもの）
  - ② 令和5年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）  
ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することがある。  
なお、提出期間は令和5年2月14日(火)から2月15日(水)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
  - ③ 令和5年度特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）  
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
  - ④ 前期選抜受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
  - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名及び志願者氏名の記入、本校の課程（全日制）に○を付したのもの）
- (2) 上記(1)以外の者
- ① 令和5年度前期選抜入学願書（県教育委員会において作成したもの）
  - ② 令和5年度特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）  
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
  - ③ 健康診断書（令和5年1月以降に医師の診断を受けたもの）  
ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除することがある。
  - ④ 履修証明書、学習成績証明書  
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
  - ⑤ 前期選抜受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
  - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名の記入及び本校の課程（全日制）に○を付したのもの）
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。  
ただし、志願者において消印しない。

## 7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書(様式統一5号：県教育委員会ホームページよりダウンロード)を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和5年2月14日(火)から2月15日(水)までとする。  
郵送の場合には、2月15日(水)の消印有効とする。  
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

## 8 県外からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、本要項の「6 出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付けることができる。
  - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」を提出する。

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

## 9 願書受付

(1) 出願書類を受け付けた後、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。

志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

(2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。

① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき

② 所定の手続きを経ないで、県外から出願したとき

## 10 出願先変更

志願者は、令和5年2月9日(木)から2月13日(月)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

(1) 出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を在学（出身）中学校長を通して先に出願した高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、先に出願した高等学校長に提出する。

② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた高等学校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。

③ 本校に出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(2) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

(3) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 11 出願の取消し

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

(2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

(3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 12 出願の特例措置

県外からの出願

保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新

たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、本要項の「8 県外からの出願(2)」を準用する。

### 13 選抜方法

#### (1) 特色選抜

本校校長は、中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の特色や総合学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

##### ① 志願してほしい生徒像

本校は、生徒一人ひとりが自分の進路希望や興味・関心に応じて学習できる総合学科であり、4つの系列（文理総合・教養文化・生活総合・情報ビジネス）において主体的な学習を通して、社会に貢献する人間の育成を目指している。

本校では、基本的な生活習慣を身につけ、各系列の特性を十分に理解した上で、明確な進路目標の実現に向けて意欲的に未来を切り拓こうとする次のような生徒を求める。

A型 (教科学習)	【文理総合系列】学習に意欲的に取り組み、大学・短期大学・看護医療系分野への進学や公務員受験を目指す者。
	【教養文化系列】芸術系教科（音楽・美術・書道）のいずれかに興味・関心が高く、その知識や技能をさらに深めたい者。または芸術系分野への進学を目指す者。
	【生活総合系列】保育・食物・福祉のいずれかに興味・関心が高く、保育・食物・福祉分野への進学や就職を目指す者。
	【情報ビジネス系列】商業科目に興味・関心が高く、商業・情報系の資格取得に挑戦し、進学や就職を目指す者。
B型 (部活動)	文化・スポーツ活動に積極的に取り組んでおり、入学後、次の部活動で意欲的に活動する意志がある者。 令和5年度特色選抜における指定部活動は次のとおりである 合唱、吹奏楽、美術、演劇、野球（男子）、柔道、弓道、テニス、卓球、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、ハンドボール

##### ② 学力検査

志願者全員に学力検査を課す。県教育委員会が、同一の問題により県下一斉に実施する。学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

ア) 日 時 令和5年3月3日（金） 午前9時～午後3時10分

イ) 受付時間 午前8時10分～午前8時30分

ウ) 日 程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

エ) 会 場 福島県立福島北高等学校

オ) 持ち物 受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規、腕時計

※下敷、三角定規、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。

※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチ等）、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

③ 特色選抜志願理由書

記入上の注意を確認し、A型又はB型のいずれか一方の用紙に志願者が記入する。

④ 調査書

「各教科の学習の記録」の評定については傾斜配点を実施し、390点満点(国語、社会、数学、理科、英語の評定は2倍、音楽、美術、保健体育、技術家庭の評定は4倍する)とし、「特別活動等の記録」は110点満点とし、合計500点満点とする。

⑤ 特色面接

ア) 個人面接を実施する。段階評価とする。

イ) 特色面接の日時及び会場

- ・ 日 時 令和5年3月6日(月) 午前9時～  
個々の面接時間については、事前に中学校を通して連絡する。
- ・ 受付時間 午前8時10分～午前8時30分
- ・ 会 場 福島県立福島北高等学校
- ・ 持 ち 物 受験票、上ばき、腕時計、昼食(指定された面接時間により持参)  
※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末(スマートウォッチ等)、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

⑥ 特色検査

行わない

(2) 一般選抜

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果及び学力検査の成績、さらに一般選抜に係る面接(以下「一般面接」という。)を実施し、その結果を併せて資料とする。ただし、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者に対しては特色面接(個人面接)のみを実施し、資料とする。

選抜に当たっては、本校の特色や総合学科の特性等に配慮しつつ、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

① 学力検査

本要項「13 選抜方法(1)特色選抜②学力検査」と同様とする。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。

③ 一般面接

ア) 集団面接を実施する。段階評価とする。

イ) 一般面接の日時及び会場

- ・ 日 時 令和5年3月7日(火) 午前9時～  
個々の面接時間については、事前に中学校を通して連絡する。
- ・ 受付時間 午前8時10分～午前8時30分
- ・ 会 場 福島県立福島北高等学校
- ・ 持 ち 物 受験票、上ばき、腕時計、昼食(指定された面接時間により持参)  
※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末(スマートウォッチ等)、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

## 14 合格者発表

- (1) 合格者は、令和5年3月15日(水)正午以降に、本校で発表する。
- (2) 「合格通知書」及び入学に必要な書類は、合格者発表時に合格者に対して「受験票」と引き換えに交付する。ただし、交付時間は、合格者発表当日の午後2時までとする。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

## 15 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害

による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者及び選抜の一部が未完了となった者（令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱による）とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」（この要項では、新型コロナウイルス感染症を除く。）を指すものとする。

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した選抜を実施し、他の受験者と併せて判定する。

- (1) 日 時 令和5年3月9日（木） 午前9時～
- (2) 受付時間 ① 午前8時10分～午前8時30分  
学力検査のみ、又は、学力検査と面接の両方の受験を許可された者  
② 午後2時10分～午後2時30分  
面接のみの受験を許可された者

(3) 日 程

											14:10～ 面接のみの受験者受付	
9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45	15:00	16:00	
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼食	理 科	休	社 会	休	面 接		
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)			

(4) 面 接

追検査（学力検査）終了後、午後3時より実施する。

- ① 特色選抜のみの志願者に対しては、特色面接を実施（本要項13(1)⑤参照）  
② 一般選抜のみの志願者に対しては、一般面接を実施（本要項13(2)③参照）  
③ 特色選抜及び一般選抜併願者に対しては、特色面接のみを実施（本要項13(1)⑤参照）

(5) 会 場 福島県立福島北高等学校

(6) 持 ち 物

- ① 学力検査のみ、又は、学力検査と面接の両方の受験を許可された者  
追検査等受験許可証、受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規、腕時計  
※下敷、三角定規、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。  
※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチ等）、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。
- ② 面接のみの受験を許可された者  
追検査等受験許可証、受験票、上ばき  
※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチ等）、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(7) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願に医師の診断書を添付し、令和5年3月7日（火）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者及び選抜の一部が未完了となった者が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願の追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入し、令和5年3月7日（火）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、追検査等を欠席することが明らかな状態で、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程への出願を希望する場合でも、追検査等受験の手続きを行う。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

令和5年3月3日（金）の学力検査の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者（ただし、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされる者を除く。）の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。この場合、学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査（学力検査）を受験できない。

新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、追検査等が未完了となったものについては、本要項「16 その他(1)」の定めに基づき、令和5年3月10日（金）午後4時までに提出することとする。

## 16 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、前期選抜の一部が未完了となった者は、新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書を令和5年3月7日（火）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書を受けた本校校長は、新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書受領書を交付する。
- (2) 前期選抜の追検査等を、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した志願者及び選抜の一部が未完了となった者は、「新型コロナウイルス感染症対応選抜」の「新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程」に出願することができる。
- (3) 前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。
- (4) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (5) 「新型コロナウイルス感染症への対応について」、「障がい等のある志願者に対する配慮」及び、「入学検定料の免除」等については、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。
- (6) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、引率者・保護者控室は設置しない。